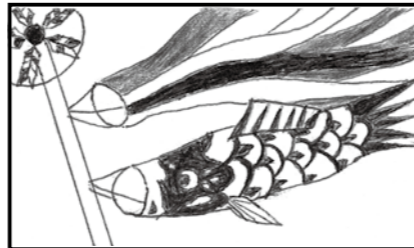


# しまった・こまった・たすかった!

～マンガで見る、困った時の消費生活アドバイス～

イラスト：大西 恭平さん（3年）

※このページは、兵庫県立猪名川高等学校美術部に協力をいただいで制作しています。



タイトルイラスト  
鮫島 康孝さん（2年）

## 訪問買い取りのトラブルに注意!



### 《消費者へのアドバイス》

★金の価格高騰を背景に、事例のような訪問買い取りによるトラブルが平成22年から急増しています。

業者によっては、東日本大震災で医療器具が不足しているのを協力して欲しいと言ってくるケースもあります。

このような状況を受け、消費者庁は、訪問買い取りについてもクーリング・オフや書面交付義務などの規制を行うため、訪

問して物品を買い取る取引を「訪問購入」として規制するよう、「特定商取引法」の改正を行い、平成25年2月21日に施行されました。

★原則、全ての物品が対象です

わからないことがあれば、消費生活相談コーナーにご連絡ください。

外になります。

訪問購入は消費者が訪問を依頼していない場合ですので、消費者側から住居の訪問を電話で要請したり、引越など不要な物品を処分するために業者に査定を依頼する場合などは除外になります。

【お気をつけください】

訪問購入は消費者が訪問を依頼していない場合ですので、消費者側から住居の訪問を電話で要請したり、引越など不要な物品を処分するために業者に査定を依頼する場合などは除外になります。

が、対象外になるのが自動車（二輪を除く）、大型家電、家具、書籍、有価証券、CD・DVD・ゲームソフトなどです。

★消費者からの要請がないのに訪問購入を勧誘することが禁止されています。

★事業者は、消費者を訪問する際、事業者名や勧誘目的などを明示しなければなりません。

★事業者は、契約時に書面を渡す義務があり、消費者が書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフ（契約を取り消す）ができ、クーリング・オフ期間中は物品の引き渡しを拒むことができます。

★訪問購入は消費者が訪問を依頼していない場合ですので、消費者側から住居の訪問を電話で要請したり、引越など不要な物品を処分するために業者に査定を依頼する場合などは除外になります。

訪問購入は消費者が訪問を依頼していない場合ですので、消費者側から住居の訪問を電話で要請したり、引越など不要な物品を処分するために業者に査定を依頼する場合などは除外になります。

訪問購入は消費者が訪問を依頼していない場合ですので、消費者側から住居の訪問を電話で要請したり、引越など不要な物品を処分するために業者に査定を依頼する場合などは除外になります。

消費生活相談コーナー  
0796-11110

### 《心配ごと相談》

▶ 7日（火）木津総合会館  
▶ 14日（火）社会福祉会館  
▶ 21日（火）日生住民センター  
▶ 28日（火）ゆうあいセンター  
いずれも10:00～12:00  
◇民生委員による相談

### 《障がい者相談》

▶ 23日（木）13:30～15:30  
障害者福祉センター  
◇当事者団体の相談員による身体・知的・精神障がい者の相談

### 《母子相談・完全予約制》

▶ 23日（木）13:30～16:00  
日生住民センター  
▶ 電話相談 月～金 9:00～17:00 阪神北泉民局 ☎ 0797-83-3143  
◇県母子自立支援員による相談

### 《児童相談》

▶ 電話・来庁 月～金 9:00～17:00 役場相談室  
◇家庭児童相談員による18歳未満の子どもに関する相談

### 《DV相談》

▶ 電話・来庁 月～金 9:00～17:00 役場相談室  
◇家庭児童相談員による配偶者などからの暴力に関する相談

☎ 766-8701  
福祉課

### 《障がい者・児相談》

▶ 常時 8:45～17:30 ゆうあいセンター  
◇障がい者（児）の生活と就労に関する相談・支援

☎ 766-1200  
障害者相談支援センター

### ◇ Foreigner Consultations Desk (外国人生活支援相談)

▶ Every business day 9:00～12:00 Support Consultation for your daily life. (Please contact us before coming to the office.)

☎ 766-8783・FAX766-8893 Coproduction Division

# はてな? の相談室?

～お気軽にご相談ください～

### 《人権相談》

▶ 8日（水）13:00～16:00  
役場2階会議室  
◇日常生活でのいやがらせ、いじめ、虐待、DV、不当な差別など（法務省人権擁護委員による相談）

☎ 768-0217  
木津総合会館

### 《消費生活相談》

▶ 月曜日 日生住民センター  
▶ 水曜日 役場相談室  
▶ 金曜日 役場相談室 10:00～12:00、13:00～16:00  
◇多重債務や悪質商法などのトラブル防止

☎ 766-1110  
消費生活相談コーナー

### 《教育相談》

▶ 来所相談（要予約）火～金 9:00～17:00  
▶ 電話相談 月～金 9:00～12:00、13:00～17:00  
◇学校・日常生活や学業・進路・心身の悩みなど

☎ 765-2065  
教育研究所

### 《農業者年金相談》

▶ 7日（火）10:00～12:00  
役場相談室  
◇農業者年金の加入・受給に関すること

### 《農地流動化相談》

▶ 13日（月）、20日（月）10:00～12:00 役場相談室  
◇農業規模拡大や農地の貸し借りなど

☎ 766-8709  
産業観光課

### 《法律相談》

▶ 20日（月）13:30～16:30  
日生住民センター（電話受付のみ、開始日は7日（火）8:45～、先着6人）  
◇相続・離婚など民事トラブルについて弁護士による相談

### 《行政相談》

▶ 20日（月）13:30～16:00  
日生住民センター（行政相談委員杉村宅 ☎ 768-1020 高岡宅 ☎ 766-4129 で随時相談可）  
◇行政に対する苦情や要望

☎ 766-8783  
参画協働課

### 《高齢者福祉相談》

▶ 常時 8:45～17:30 ゆうあいセンター  
◇介護・高齢者福祉に関する相談（随時訪問相談可）

☎ 766-1200  
地域包括支援センター

一人で悩まずご相談下さい。問題解決を私たちがお手伝いします。【広告】

借金問題 住宅ローン 成年後見 相続・遺言 離婚問題

毎月返済が苦しい方 払いすぎた利息を取り戻したい方 借金のない生活を取り戻したい方

費用分割可・借金に関する相談は無料です

法律をもっと身近に

0120(51)8107

司法書士法人リーガルパートナー

代表司法書士 加藤俊夫（簡裁代理権認定 第112019号）  
http://www.legalpartner.jp/

川西郵便局 西友 川西能勢口 中央図書館 尼崎信金 JR西池田 北摂オフィス 兵庫県川西市小戸1丁目3-12ビル302号

相続・遺言・交通事故・離婚・投資被害・その他法律問題 【広告】

あなたの困ったなれに 応えます

親しみやすさがモットー

北摂中央法律事務所

TEL.072-755-2812

〒666-0015 川西市小戸1-9-1 あさのビル2F

代表弁護士/井上 伸（兵庫県弁護士会）  
弁護士/鳥山直美（兵庫県弁護士会）

相談料 (30分) 5,250円

この広告ご持参で 初回相談料 30分 無料

北摂中央法律事務所 検索